

障害者相談支援事業等に係る社会福祉法上の取扱いに関する
国からの通知に基づく考え方について

1 主旨

障害者総合支援法を根拠として区市町村が実施している地域生活支援事業である障害者相談支援事業について、税務上の取扱いについて誤認している市町村がある旨の報道があり、国の通知「障害者相談支援事業等に係る社会福祉法上の取扱い等について」（別紙）においてその取扱いが示された。

これに伴い、本件について障害福祉部で確認を行ったところ、該当する事業が確認されたため、障害者相談支援事業等の税法上の取扱いについて、考え方を整理し取りまとめたので報告する。

2 経緯

- ・ 他自治体で社会福祉法人に委託して実施している障害者相談支援事業等について、これまで社会福祉法上の「第二種社会福祉事業」であるとの認識から、消費税等を非課税として取り扱っていた。
- ・ しかし、社会福祉法、消費税法等を確認したところ当該「障害者相談支援事業」は課税対象であり、法人として追加納付（延滞料含む）が必要であることが判明した。
- ・ こうした取扱いは、全国的なものであると推定されたため、国より「障害者相談支援事業等に係る社会福祉法上の取扱いについて」の通知が発出された。
- ・ 上記に基づき確認を行ったところ、世田谷区においても同様の事業があることが判明した。

3 対象案件

社会福祉法上の「社会福祉事業」であり消費税等の非課税事業であるとの認識から、事業者との契約において消費税等の支払いが行われていないものが、以下のとおり確認された。

- (1) 基幹相談支援センター運營業務委託
- (2) 子育てステーション世田谷発達相談室運營業務委託
- (3) 地域障害者相談支援センター事業委託（5地域）
- (4) 医療的ケア相談支援センター事業委託
- (5) 緊急時バックアップセンター運營業務委託

4 考え方

課税対象案件であることの確認を行ったうえで、対象事業の各年度分について、次のとおり対応する。

(1) 各年度分の対応

① 令和6年度分

年度当初契約より課税対象事業として消費税分を含めて契約する。

② 令和5年度分

課税対象事業として消費税分を契約変更する。

③ 令和4年度分以前

各事業者と所管する税務署の間で消費税相当額の支払いの必要性の確認を行った結果、追加で支払いが生じる場合には、事業者からの請求に基づき、当該契約に係る消費税の不足分等について、改めて予算措置を講じたうえで支払う。

※ 対象期間は、令和4年度分から最大で過去5年。

※ 消費税の納税義務者は事業者であるが、事業者は必要な消費税を価格に転嫁することが認められており、委託元（世田谷区）は、適正な消費税額の請求を受けた場合、必要な経費を支払う必要がある。

※ 消費税の不足分に加え、延滞料の支払いが生じる可能性がある。

(2) その他

- ・ 社会福祉事業や相談支援事業を担当している所管課に対して、国の通知に基づく周知を行い、該当があった場合には上記に基づき対応する。

5 概算経費

- | | |
|--------------|------------------|
| (1) 令和6年度 | 約4,000万円（当初予算対応） |
| (2) 令和5年度分 | 約4,000万円（既存予算対応） |
| (3) 令和4年度分以前 | 事業者の請求に基づき補正予算対応 |

6 今後のスケジュール（予定）

- | | |
|--------|------------------------------------|
| 令和6年2月 | 令和5年度分の契約変更・支払い |
| 4月 | 令和6年度分契約 |
| 6月以降 | 事業者からの請求（令和4年度以前分）に基づき必要に応じて補正予算対応 |

事務連絡
令和5年10月4日

各 { 都道府県
市町村 } 障害保健福祉・児童福祉主管部（局） 御中

こども家庭庁支援局障害児支援課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課

障害者相談支援事業等に係る社会福祉法上の取扱い等について

日頃より厚生労働行政の推進に御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)第77条第1項第3号を根拠として、市町村は地域生活支援事業である障害者相談支援事業を行うこととされていますが、当該事業における税務上の取扱いについて誤認している市町村がある旨の報道があったところです。

これは、社会福祉法(昭和26年法律第45号)に基づく社会福祉事業は消費税が非課税とされており、一部の市町村において、障害者相談支援事業の社会福祉法上の取扱いが明確に周知されていなかったことから、当該事業が社会福祉事業に該当するものと誤認し、誤って非課税扱いとして取り扱っていたことによるものと考えられます。

上記を踏まえ、障害者相談支援事業その他の事業における社会福祉法上の取扱いについて、下記のとおりお示いたしますので、各都道府県・市町村におかれては御了知の上、委託先の事業者に対する周知徹底をお願いします。

なお、本内容については国税庁課税部消費税室とも協議済みですので申し添えます。

記

1 障害者相談支援事業等に係る社会福祉法上の取扱いについて

障害者総合支援法第77条第1項第3号を根拠として市町村が行う障害者相談支援事業については、社会福祉法第2条第2項及び第3項の各号いずれにも該当せず、社会福祉事業には該当しないこと。

また、障害児・者の相談支援に関する事業である以下の事業についても同様に社会福祉事業には該当しないこと。

(障害者総合支援法第 77 条第 1 項第 3 号関係)

- ・ 住宅入居等支援事業 (居住サポート事業)

(障害者総合支援法第 77 条の 2 関係)

- ・ 基幹相談支援センターを運営する事業 (基幹相談支援センター等機能強化事業を含む。)

(障害者総合支援法第 78 条第 1 項関係)

- ・ 障害児等療育支援事業
- ・ 発達障害者支援センターを運営する事業
- ・ 高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業

(その他)

- ・ 医療的ケア児支援センターを運営する事業

2 障害者相談支援事業等に係る税務上の取扱い及び委託料の算定について

消費税法 (昭和 63 年法律第 108 号) 第 6 条及び同法別表第一第 7 号口に基づき、社会福祉法上の社会福祉事業については消費税が非課税とされているが、障害者相談支援事業等については、上記 1 のとおり社会福祉事業には該当せず、かつ、消費税関係法令上、他に非課税とする旨の規定もないことから、消費税の課税対象であること。

また、自治体が当該事業を民間事業者へ委託する場合の委託料については、委託料に消費税相当額を加えた金額を受託者に支払う必要があること。

なお、税務上の取扱いの詳細については、所轄の税務署に照会いただくようお願いする。

【担 当】

○厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活・発達障害者支援室

電 話: 03-5253-1111

相談支援係 (内線) 3040 mail: soudan-shien@mhlw.go.jp

発達障害者支援係 (内線) 3038 mail: hattatsu@mhlw.go.jp

○厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課心の健康支援室

電 話: 03-5253-1111

障害保健係 (内線) 3064 mail: shougai-hoken@mhlw.go.jp

○こども家庭庁支援局障害児支援課

電 話: 03-6861-0068 (直通)

基準・指導係 mail: shougaisien.kijunshidou@cfa.go.jp